

税理士とタッグ 「TTネット」

企業再生は大きく分ける

左から時計回りに馬杉栄一
弁護士、村松弘康弁護士、
橋本昭夫弁護士

金融円滑化法 出口戦略で 早くも過熱

と民事再生という法的整理
と、裁判所を介さない私的
整理がある。最近はこの2つ
をミックスして、ある程度
私的整理で金融債権者の
調整をした上で法的に整理

に移る手法なども取り入れ
られている。昨年の道内に
おける民事再生の申請件数
は12件で、前年比45・5%
減少。2000年の施行以
来、最も少なかつた。また、

私的整理の調
整をおこなっ
ている中小企
業再生支援協

議会に持ち込
まれた案件も
21件と、ビー
ク時の半分に
減っている。

法的整理、
私的整理とも
に減っている
のには理由が

企業再生 弁護士

馬杉栄一

村松弘康

橋本昭夫

馬
杉
栄
一
村
松
弘
康
橋
本
昭
夫

金融円滑化法が来年3
月末で終了する。その出

口戦略は極めて重要だ。

この法律で生きながらえ
てきた破綻予備軍の企業
を、どう軟着陸させるか。企業再生に
詳しい3弁護士の動きを追つた。

(ジャーナリスト 佐久間康介)

ある。金融円滑化法によ
て中小企業の資金繰りが改
善され、本来潰れる企業も
潰れないためだ。しかし、
円滑化法が来年3月末で終
了すると、弁済猶予がなく
なったり金融機関の融資が
滞つたりして、本来潰れる
企業が潰れることになる。

北海道財務局のまとめによると、09年12月の金融円
滑化法施行から11年9月末までに、道内の金融機関が
条件変更を実施した件数は5万5135件。対応した
総額は1兆2287億9400万円にのぼる。すべて
が破綻予備軍ではないものの、半分程度が生死の狭間
にいるグレーブーン企業という見方もある。

いずれにしても円滑化法
でブレーキのかかっていた
反動で、来年度以降、再生
案件が激増する可能性は高
い。法的整理にしろ私的整
理にしろ、弁護士が中核的
な役割を担わなければ再生

は進まない。これまでの再生案件は平時のもので、想定内の対応で可能だったが、来年度以降は件数や利害調整で想定外の対応が求められることがある。

中小企業の事業再生をスマートにこなすことを目的に、馬杉栄一弁護士が代表世話を人になって昨年10月に立ち上げたのが「北海道税務・事業再生実務者ネットワーク」。事業再生には税務面のアプローチも必要。そこで弁護士と税理士が一緒にになって事業再生のノウハウを高めようとする勉強会だ。税(タックス)と再生(ターンアラウンド)の頭文字をとつて「TTネット」の略称で呼ばれている。

馬杉弁護士の問題意識は、事業再生を進めには弁護士と税理士が共通のプラットホームで連携していくことが必要だということ。

「個人のレベルではいろいろな協力ができる関係はある

るが、それは個人事務所のレベルでとどまっている。

一方で弁護士会と税理士会でやるもの職域の問題とか組織のリズム感の問題があつて難しい。ちょうど中間的なところで、できないかというのがこのTTネットの考え方(馬杉弁護士)

民事再生法は中小企業の法的再生のためにつくられたものだが、申請には裁判所への予納金とともに弁護士費用や財務状況を調べる監督委員の費用など500万円以上が必要。さらに数カ月の運転資金も必要となるため、最低でも2000万円程度のキャッシュが必要。申請すらできないのが現実だ。道内の中小企業でこれだけの金額を用意するのは難しく、その結果、再生のタイミングを逸して破産に移行せざるを得なくなるケースも少なくない。

「タイミングをつかんだら、法的整理にしろ私的整理に必要な金融・技術・人材

しろ、いかに迅速に対処していくかがポイントになる。

中小企業経営者が意思を固めたら、直ちに弁護士や税理士が共同体制を組み、再生計画を練つて動き出せば、随分違つてくると見て

いる」と馬杉弁護士は言う。

TTネットは、こうした機動的な対応ができるように対する環境整備の役割を担つている。目下のところ会員は弁護士30人、税理士30人の計60人。当面100人規模まで会員を募集するといふ。

TTネットでは年間5回ほどの勉強会を計画。会員間の繋がりを濃くして人材をマッチングさせ、再生の現場で有機的な繋がりが發揮できるようにしていく。

馬杉弁護士の問題意識は、事業再生を進めには弁護士と税理士が共通のプラットホームで連携していくことが必要だということ。

分業で再生に取り組む「TAP」

村松弘康弁護士は、再生

をパッケージにして進めるための組織「北海道企業活性化パートナーズ」(通称・北海道TAP)をつくりだす

TTネットは、これまでに発足させていた。2012年12月に発足させている。

村松弁護士は、これまで実際に中小企業の再生案件を手がけ、その実態をつぶさに見てきた。景気低迷によって中小企業経営に質的变化が起きていることに危機感を抱いているという。

経営難に追い込まれている中小企業の再生が、ここ1~2年で急速に難しくなつてきているためだ。

弁護士や公認会計士だけでは再生案件に対応できなければ、申請すらできないのが現実だ。道内の中小企

業でこれだけの金額を用意するには難しく、その結果、再生のタイミングを逸して破産に移行せざるを得なくなるケースも少なくない。

「タイミングをつかんだら、法的整理にしろ私的整理に必要な金融・技術・人材

を公認会計士の藤井治彦氏は話す。

「弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士のほかにもマーケティング専門家など約30人のネットワークがTAP。国や道、市の支援制度は整備されているが、TAPはそれらを横断的に運用しつつ、金融機関とも連携を密にして、中小企業の再生を支援していく

う」という。継続的フォローしているのは3社。「相談を受けて診断書ともいえるレポートを出してくるが、北海道の経営者は総じて樂観的なタイプが多いようを感じる。急場をしげことも大切だが、もつと長い目で事業再生を考えいくことが要求されている」と村松弁護士は道内の中小企業経営者に警鐘を鳴らす。

「最も必要なのは早めに会

社の危機を察知する能力。

進めていけるようとする。

「ゆでガエル」になつて手遅れになる前に危機を感じ取つて再生に踏み出すことが大切」（村松弁護士）

再生には金融債権のカットや多くの利害調整を必要とするが、弁護士や公認会計士、税理士などの「士業」だけでは限界がある。

村松弁護士は、商品開発や顧客ニーズをどう取り込むか、さらにはCMやマーケティング戦略などの関係者がスクラムを組んだ総力戦こそが、再生のエンジンだと見ていている。円滑化法以前の再生とはステージが明らかに変化しており、さまざまな人材が分業で取り組まなければ、本当の再生はできないと指摘している。

TAPのメンバーは現在40人だが、総力戦で再生に入る前の段階から再生を取組むためには経営者なども含めて100人にまで拡大、法的整理や私的整理に入る前の段階から再生を

中心におこなう。そのため企業名が公にならず、企業価値の劣化が少なくて済む。

民事再生は私的整理から漏れた案件が多いという。円滑化法が終了した後の状況について、橋本弁護士はどう見ているのか。

「本来、円滑化法で猶予の時間を持ったたら、その時間を使って再生に向かわなければならぬ。ところがそうはなつてない。膨大な数の円滑化法適用企業があるため、再生支援協議会への相談も増えるだろうと思つていたが、実際は相談件数が半減している。来年

00年に民事再生法が施行されて以来、負債額650億円の石狩開発や、同500億円の丸井今井、同345億円の北海道振興など、大型再生案件の多くを担当してきた。

道内金融機関の弁済猶予債権は貸出債権の1割程度。

それが100%回収不能になるわけではないが、金融機関にとつてかなり重たい不良債権になる可能性が高い」という。

「再生を進めるのなら、どの段階で資金の裏づけをどうするかきちんと頭に入れて再生計画を組み、潰すよりは再生したほうがいいという説得を、金融機関や取引先に粘り強く進める以外にはない」（橋本弁護士）

再生に奇策はない。橋本弁護士もあらたまつて円滑化法の出口戦略を考えているわけではないという。ただ橋本弁護士が強調するのは、再生の手法は宮大工が先輩の技術を見て学び自分のものにしていくように、

使うときだけ。私的整理の場合は透明性のある情報開示と説得に尽きる。再生には手間ひまがかかるものだ」（橋本弁護士）

企業再生に精通する3弁護士をあえて分類するなら

「プラットホーム構築型の馬杉」、「グレープ構築ワンパッケージ型の村松」、「職人技の橋本」となるだろう。

来年3月末の円滑化法後に向かた出口戦略は二者三様である。

私的整理は、民事再生のように裁判所に申請せず、金融関係者の債権カットを

進めていけるようとする。

経験と蓄積が 王道の職人技

03年2月からスタートした北海道中小企業再生支援協議会の支援業務責任者

（09年6月からは特別顧問）として、いち早く私的整理で実績をつくってきたのが橋本昭夫弁護士だ。

橋本弁護士は、民事再生法が施行される前から、和議や会社整理ではいざり回りながら利害調整して再生案件を手がけてきた。それ

がベースになっているため

00年に民事再生法が施行さ

れて以来、負債額650億円の石狩開発や、同500億円の丸井今井、同345億円の北海道振興など、大型再生案件の多くを担当し

てきた。

私的整理は、民事再生のようないくつかの方法がある。裁判所に申請せず、金融機関の債権カットを

進めていけるようとする。

それが100%回収不能になるわけではないが、金融機関にとつてかなり重たい不良債権になる可能性が高い」という。

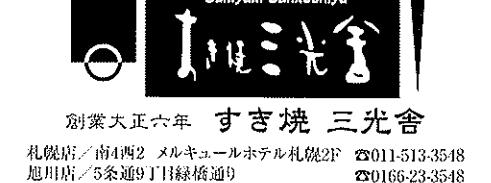
再生を進めるのなら、どの段階で資金の裏づけをどうするかきちんと頭に入れて再生計画を組み、潰すよりは再生したほうがいいと

いう説得を、金融機関や取引先に粘り強く進める以外にはない」（橋本弁護士）

再生に奇策はない。橋本弁護士もあらたまつて円滑化法の出口戦略を考えているわけではないという。ただ橋本弁護士が強調するのは、再生の手法は宮大工が先輩の技術を見て学び自分のものにしていくように、

スキンシップ
スキンシップ

Sukiyaki Sankoshisha



創業大正六年 すき焼 三光舎

札幌店／南4西2 メルキュールホテル札幌2F ☎011-513-3548
地元店／5条通9丁目緑橋通り ☎0166-23-3548